

令和8年度 京都市立砂川小学校

「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、指導し、解決につなげることが重要である。また、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断しなければならない。どの学校、どの学級にも起こりうるものであり、また、全ての子どもが突然被害者にも加害者にもなり得るものである。

本市において、平成29年3月に改訂された国の「いじめの防止等のための基本方針」の内容や本市の現状を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、取組指針の改定を行った。

学校の中では、「一人一人を大切にす指導」「組織的な対応」「見逃しのない観察」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進している。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会 ※緊急対応の場合はこの限りではない

(1) 名称 「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任
生徒指導部 スクールカウンセラー 該当学年／学級担任

(3) 児童・保護者への周知方法

- ・全校朝会で児童に説明
- ・各担任より児童に説明
- ・学級懇談会で保護者に説明
- ・学校だよりでの説明
- ・学校ホームページに「学校いじめ防止基本方針」を公表

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・安全で落ち着いた教室にするための整理整頓
- ・指示や説明が明確になるような ICT の活用

イ 授業改善の充実（「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」）

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・全ての児童が安心して学習に臨むことのできる環境づくりと、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・基礎・基本の徹底と活用力の向上
- ・問題解決的な学習や探求につながる学びを求めた学習活動の充実
- ・新学習指導要領の理念を理解した上の教育実践の推進
- ・個に応じた指導の徹底
- ・指導に生かす学習評価の充実

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや「命の大切さ」を題材とした人権学習、道徳の学習の実施
- ・全学年一斉に取り組む「心あったか週間」の設定
- ・地域の警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施
- ・規範意識の育成に向け、自尊感情・自己有用感を高めるための指導の工夫
- ・一人一人の子どもが、その個性・力を精一杯伸ばすことのできる教育環境の創造
- ・相手に気持ちの届くあいさつの励行
- ・人権月間における各学年の取組

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実（児童会活動や、PTA、地域と連携した体験活動 等）

- ・地域、PTAとともに取り組む、あいさつ運動の実施
- ・人権月間・週間の、人権標語、スローガン、ポスター等の作成と掲示
- ・児童会活動や学級活動を通して、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組の推進
- ・長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通して、自他の生命を尊重する活動の推進

オ 児童生徒同士の絆づくり（学級活動、縦割り活動、部活動 等）

- ・学級や学校における生活上の諸問題の解決を通して、自主的、実践的な態度の育成
- ・学級内の組織づくりや仕事の分担処理を通し、心身の調和のとれた発達と個性の伸長
- ・縦割り活動を通しての、異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成
- ・社会性や主体性、規範意識などを育み、共に切磋琢磨しながら異なる学級、学年の児童と交流を深める部活動の推進

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・日常の児童の観察や随時の教育相談
- ・教科担任や学年の教員、養護教諭との情報交換を通しての実態把握
- ・いじめ対策委員会での情報共有、情報分析、速やかな対応

イ 児童生徒に対する定期的な調査（いじめに対するアンケート、クラスマネジメントシート、教育相談 等）

- ・学校評価アンケート、いじめに関するアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握
- ・クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し
- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・アンケート結果については、児童に丁寧に聴き取り実施
- ・いじめ対策委員会で情報を共有と組織的な対応
- ・保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織としていじめを把握し（いじめの認知）、解消に向けた取組を行う。いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はいじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

※後述の「いじめ事案に対する組織的な対応の流れ」に記載

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン、携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連についての児童への指導、地域や保護者への啓発
- ・通信企業による「ケータイ安全教室」の実施
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解と、SNSを使つての「いじめ」対応の事例を用いた学習
- ・情報モラルを身に付けさせる指導の充実
- ・「情報モラルインストラクター」が協同して行う情報モラル教室の実施

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ① いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること
- ② いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと
 - ・①②を見守り、面接等により確認し、解消は個人ではなくいじめ対策委員会で判断
 - ・いじめを行った児童及び保護者へ、教育的配慮の下、毅然とした態度での指導
 - ・保護者と連携し、再発防止に向けた適切かつ継続的に指導や支援
 - ・周囲の児童に対して、いじめを止めさせるための行動の重要性を指導

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容（いじめ事案対処に関する校内研修 等）

- ・学校いじめの防止等基本方針の共有の共有、年間計画と役割の明確化
- ・いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有
- ・アンケートの考察、取組の見直し
- ・学級経営についての研修会
- ・いじめ等、児童についての共通理解

※実施時期については後述の年間計画に記載

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動
- ・学級懇談会や個人懇談会、家庭訪問などでの啓発
- ・非行防止教室、情報モラル教室の保護者参観
- ・学校説明会の中での「学校いじめ防止基本方針」の発信
- ・ホームページや学校だよりでの啓発
- ・教育委員会への報告・連携
- ・必要に応じて警察等との連携

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応のための取組を行い、重大事態にいたることのないよう全力を尽くすことが求められるが、万一、重大事態が発生した場合には、以下のとおり対処するとともに、その再発の防止のため必要な措置を行うこととする。重大事態として取り扱う案件は以下のとおりである。

- ・重大事態の定義
 - ① 生命・身体または財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体の協議

学校が調査主体になった場合

- ・学校の下に調査組織を設置
- ・事実関係を明確にするための調査
- ・必要に応じた適切な保護者への情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会が調査主体になった場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】
●まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。
[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】
●いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
●登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
●いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
●周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】
●担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】
●重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】
●いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】
●必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】
●少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「いじめ等、児童についての共通理解」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 入学式 学年開き 「いじめ対策委員会の紹介」を学校だよりにて児童に説明 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有(2～6年) 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観① 学年懇談会①の中で保護者啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 人権部 校内研修会① 「いじめ等、児童についての共通理解」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 憲法月間の講話 朝会で「いじめ対策委員会」を紹介 スマイル活動「顔あわせ」 1年生を迎える会 心あったか週間 【花背山の家】 		<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問 憲法月間の朝会で啓発 学校運営協議会に参加する。
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・記名いじめアンケートの実施に向けて」 「いじめ等、児童についての共通理解」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 スマイル活動 心あったか週間 【4年】非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① 	<ul style="list-style-type: none"> PTA総会 休日参観
7	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果分析」 「いじめ等、児童についての共通理解」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 心あったか週間 情報モラル教育 【4年】非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの実施①(4～6年)、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会①
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修会に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 心あったか週間 		
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑥ 「いじめ等、気になる児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 自由参観で「道徳」を公開 心あったか週間 【修学旅行】 		<ul style="list-style-type: none"> 自由参観②
10	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、児童についての共通理解」 職員会 「学校評価の結果の共有」① 人権部 校内研修会② 「いじめ等、児童についての共通理解」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 心あったか週間 砂リンピック 		

11	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑧ 「いじめ等、児童についての共通理解」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 心あったか週間 砂川音楽の日 情報モラル教育 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② 	
12	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑨ 「いじめ等、児童についての共通理解」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認②PDCAサイクル」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 心あったか月間 人権集会 人権標語の作成と掲示 心あったか週間 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会②
1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑩ 「いじめ等、児童についての共通理解」 「クラスマネジメントシートの結果分析」 「記名いじめアンケートの結果分析」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 心あったか週間 スマイル集会 		
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑪ 「いじめ等、気になる児童の共有」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 人権部 校内研修会③ 「いじめ等、気になる児童の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 図工展 スマイル集会 心あったか週間 <p>【6年】薬物乱用防止教室</p>		<ul style="list-style-type: none"> 授業参観③ 学年懇談会③の中で保護者啓発 新1年入学説明会
3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③PDCAサイクル」 「いじめ等、児童についての共通理解」 職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③PDCAサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 6年生を送る会 卒業式 感謝の会 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） アンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会で説明と評価②

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）
- 「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「人権部校内研修」
- 「授業参観」「学年懇談会」「自由参観」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。